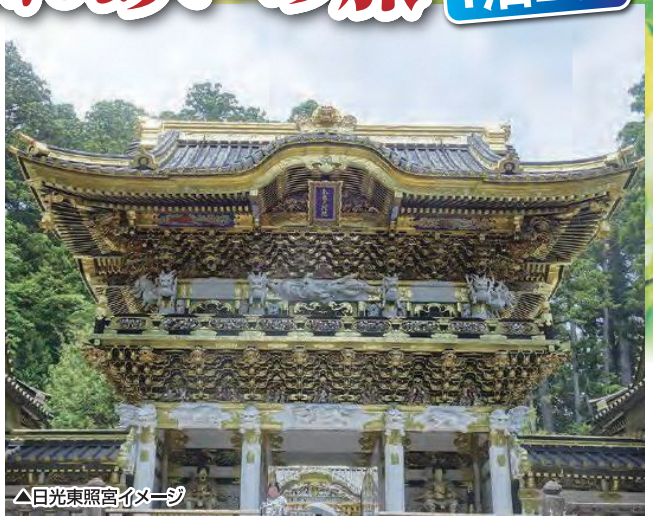


広野町町政施行85周年記念事業 第35回 広野町民号

新緑の日光・会津めぐり 日光東照宮と 鬼怒川温泉ふれあいの旅 1泊2日



▲ホテル外観イメージ



▲日光東照宮イメージ



▲夕食イメージ



▲大浴場イメージ



▲下郷町・大内宿イメージ

1	5/24 (土)	広野(8:00発)——磐梯日光店(昼食)——日光東照宮(案内人付 ※注4)——鬼怒川温泉〔泊〕	※注1 ※注2 ※注3
2	5/25 (日)	鬼怒川——下郷町・大内宿——鶴ヶ城会館(昼食)——道の駅にしあいづ——道の駅ひらた——広野(18:30頃)	

●コース上 青字は入場観光、緑字は下車観光、赤字は食事・見学内容などになります。

旅行期間	2025年 5月24日(土)～25日(日)	募集期間	2025年 4月7日(月)～4月30日(水)
募集人員	200名 ※最小催行人数33名 大型バス1台 ※添乗員1名が同行し旅程管理をおこないます。 ※定員になり次第第1着とします。	旅行代金 (大人お一人様 ※税込)	50,000円 個人負担 20,000円

※注1 宿泊ホテル：鬼怒川温泉 日光きぬ川ホテル三日月(和室・和洋室)お部屋の指定、眺望指定はできません。全室禁煙です。 ※注2 基本的に相部屋でのご案内となります。(1室定員5～6名) ※注3 ガーデンスパ(屋内プール)を無料でご利用いただけます。利用希望の方は水着をご持参ください。 ※注4 日光東照宮は階段の昇り降りがあり1時間30分程度の滞在を予定しております。予めご了承ください。

※対象者は、①広野町民 ②町内事業所勤務者 ③避難による町内居住者となります。
当社は、旅行申し込みの際に提出されたお客様の個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど)について、お客様とご連絡および、お申し込み頂いたご旅行における運送・宿泊関係等の提供するサービスの手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。又、次の場合、個人情報をお客様の承諾なしに第三者に提供する場合があります。(1)法令に基づく場合 (2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合 (3)公益増進の目的又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合 (4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合に、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 (5)特定した利用目的の達成に必要な範囲において、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託するに必要と認められる場合
この旅行は、新常磐交通株式会社(以下「当社」)が企画・実施するものです。
●お申し込み及び、契約の成立(1)所定の申込書に必要事項を記入し、申込金をお支払いください。この2つが揃った時点で正式な契約となります。(2)ホームページ、電話等での申込みの場合は当社が予約を承諾した日より7日以内に①の手続きをお願いいたします。●お申込金/旅行代金の20%以上、●旅行代金に含まれるもの/クレジットに明記した交通費、食料費、入場料、入場見学料、消費税10%など、●旅行代金に含まれないもの/履の手荷物料、クリーニング代、電話代、追加食料等個人的な費用及び、それに伴うサービス料、住居確保料及び旅費、お1人部屋を使用される場合の追加料金、●確定日表(最終日程表)/当社は、確定した主な交通機関名が記載された確定日表を旅行開始日の前日までに交付いたします。●特別補償/当社はお客様が、●旅行参加中にその生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。●旅程保証/旅行日程に重要な変更が行われた場合、旅行代金の規定により、変更内容に応じて旅行代金の1～5%に相当する額の差額補償金を支払います。●取消料/お客様のご都合により契約を解除される場合は取消料をいただきます。●取消日は、お客様が当社の営業日・営業時間内にお申し出いただいたときを基準とします。●取消日区分によってからの人員減、旅行開始日・コースの変更は取消とみなされ、取消料がかかります。また、1室利用人数が変更になった場合、取消料と部屋代金の差額をお支払いいただきます。

国内/旅行契約の取消料日	取消料
出発日の20日前～8日前に取消 (日帰り旅行は1日前～8日前、 一部コースは20日前～8日前)	旅行代金の20%
出発日の7日前～2日前に取消	旅行代金の30%
出発日の前日に取消	旅行代金の40%
出発日の当日に取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消及び、無連絡不参加	旅行代金の全額

共同企画 **広野町**
TEL0240-27-2111

常磐交通観光
旅行代金目録旅行業第1772号 総合旅行業現況報告書 吉田 崇
日本旅行業協会正会員 ●ポイント保証会員
●事業本部：いわき市明治団地4-1 ☎(0246)88-7781

問 広野町 総務課
☎0240-27-2111

あなたの写真が広報ひろのに載っていたら、総務課の窓口でお渡しできます。お気軽にお問い合わせください。

人口と世帯数 (住民基本台帳人口による) 町内へ戻った人は必ず役場に届け出をしてください。
平成24年7月9日の住民基本台帳法の改正により外国人住民についても集計しています。 令和7年 2月28日現在
※町民居住者：町内における町民の居住者 ※滞在者：廃炉・復興関連事業従事者および他市町村からの避難者

● 町のすがた ●	● 人のうごき ●	● 実質人口 ●
世帯数 2,264世帯(－8)	転入 13人	5,179人
住基人口 4,517人(－17)	転出 20人	(4,132人+1,047人)
(男) 2,389人(－6)	出生 0人	(町民居住者+滞在者)
(女) 2,128人(－11)	死亡 10人	